

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年9月3日(2009.9.3)

【公表番号】特表2009-502330(P2009-502330A)

【公表日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-004

【出願番号】特願2008-523998(P2008-523998)

【国際特許分類】

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

A 6 1 F 2/02 (2006.01)

A 6 1 L 31/00 (2006.01)

A 6 1 F 13/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 27/00 U

A 6 1 F 2/02

A 6 1 L 31/00 B

A 6 1 L 31/00 P

A 6 1 L 27/00 Y

A 6 1 L 27/00 S

A 6 1 L 27/00 R

A 6 1 L 31/00 C

A 6 1 F 13/00 3 0 1 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月17日(2009.7.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多孔性ウェブを形成するべく溶融成形された連続生体吸収性フィラメントと混ざ合わされた溶融成形された非連続生体吸収性フィラメントを含む移植可能物品であって、前記フィラメントが多数の接触点で互いに自己密着し、前記フィラメントが、少なくとも1つの非晶質重合体構成成分に共有結合した又はこの構成成分と配合された少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分を含んで成り、該フィラメントが、結晶状態にある時に部分的乃至は完全な重合体構成成分相非混和性を有する物品であって、多孔率を事実上低減させ得る何らかの充填材又はその他の付加的な構成成分を含まない場合に90超の多孔性百分率を有し、前記溶融成形されたフィラメントの集団に取り外し可能なように付着させられた非生体吸収性材料を有する、移植可能物品。

【請求項2】

多孔率を事実上低減させ得る何らかの充填材又はその他の付加的な構成成分を含まない場合に、多孔性百分率が91超である、請求項1に記載の移植可能物品。

【請求項3】

少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分が少なくとも1つの非晶質重合体構成成分に共有結合されている、請求項1に記載の移植可能物品。

【請求項4】

構成成分がブロック共重合体を含んで成る、請求項3に記載の移植可能物品。

**【請求項 5】**

少なくとも 1 つの半結晶性重合体構成成分が少なくとも 1 つの非晶質重合体構成成分と配合されている、請求項 1 に記載の移植可能物品。

**【請求項 6】**

構成成分のうちの少なくとも 1 つがブロック共重合体である、請求項 5 に記載の移植可能物品。

**【請求項 7】**

少なくとも 1 つの半結晶性重合体構成成分は摂氏 80 度 (80) 超の融点を有する、請求項 1 に記載の移植可能物品。

**【請求項 8】**

前記非生体吸収性材料がフッ素重合体材料を含んで成る、請求項1に記載の移植可能物品。

**【請求項 9】**

前記フッ素重合体材料がポリテトラフルオロエチレンである、請求項8に記載の移植可能物品。

**【請求項 10】**

前記非生体吸収性材料が、細胞の内側への成長に対する障壁である辺を有する、請求項1に記載の移植可能物品。

**【請求項 11】**

前記フィラメントの集団が、細胞の内側への成長に対する障壁である前記非生体吸収性材料の辺に付着される、請求項10に記載の移植可能物品。

**【請求項 12】**

実質的に平面のシートの形をしている、請求項 1 に記載の移植可能物品。

**【請求項 13】**

2 以上の平面のシートの形をしている、請求項 1 に記載の移植可能物品。

**【請求項 14】**

前記シートが一緒に付着されて積層を形成する、請求項13に記載の移植可能物品。

**【請求項 15】**

前記 2 以上の平面シートの形の溶融成形されたフィラメントの集団に付着させられた非生体吸収性材料の第二のシートをさらに含んで成る、請求項13に記載の移植可能物品。

**【請求項 16】**

前記第二の非生体吸収性シートがフッ素重合体材料を含んで成る、請求項15に記載の移植可能物品。

**【請求項 17】**

前記フッ素重合体材料がポリテトラフルオロエチレンである、請求項16に記載の移植可能物品。

**【請求項 18】**

前記積層の形の前記溶融成形されたフィラメントの集団に付着させられた非生体吸収性材料の第三のシートをさらに含んで成る、請求項14に記載の移植可能物品。

**【請求項 19】**

前記第三の非生体吸収性シートがフッ素重合体材料を含んで成る、請求項18に記載の移植可能物品。

**【請求項 20】**

前記フッ素重合体材料がポリテトラフルオロエチレンである、請求項19に記載の移植可能物品。

**【請求項 21】**

前記第三の非生体吸収性シート材料が、細胞の内側への成長に対する障壁である辺を有する、請求項18に記載の移植可能物品。

**【請求項 22】**

前記第三の非生体吸収性シート材料が、細胞の内側への成長に対する障壁である第二の

辺を有する、請求項1\_8に記載の移植可能物品。

【請求項 2\_3】

前記フィラメントの集団が、細胞の内側への成長に対する障壁である前記第三の非生体吸收性シート材料の辺に付着される、請求項2\_1に記載の移植可能物品。

【請求項 2\_4】

前記フィラメントの集団が、細胞の内側への成長に対する障壁である前記第三の非生体吸收性シート材料の第二の辺に付着される、請求項2\_2に記載の移植可能物品。

【請求項 2\_5】

多孔性ウェブを形成するべく溶融成形された連続生体吸收性フィラメントから派生し及びそれと混ぜ合わされた溶融成形された非連続生体吸收性フィラメントを含む移植可能物品であって、前記フィラメントが多数の接触点で互いに自己密着し、前記フィラメントが、少なくとも1つの付加的な半結晶性重合体構成成分に共有結合した又はこの構成成分と配合された少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分を含み、該フィラメントが、結晶状態にある時に部分的乃至は完全な重合体構成成分相非混和性を有し、多孔率を事実上低減させ得る何らかの充填材又はその他の付加的な構成成分を含まない場合に90超の多孔性百分率を有し、前記溶融成形されたフィラメントの集団に取り外し可能なように付着させられた非生体吸收性材料を有する、移植可能物品。

【請求項 2\_6】

多孔性百分率が、多孔率を事実上低減させ得る何らかの充填材又はその他の付加的な構成成分を含まない場合に91超である、請求項2\_5に記載の移植可能物品。

【請求項 2\_7】

少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分が少なくとも1つの非晶質重合体構成成分に共有結合されている、請求項2\_5に記載の移植可能物品。

【請求項 2\_8】

構成成分がブロック共重合体を含んで成る、請求項2\_7に記載の移植可能物品。

【請求項 2\_9】

少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分が少なくとも1つの非晶質重合体構成成分と配合されている、請求項2\_5に記載の移植可能物品。

【請求項 3\_0】

構成成分のうちの少なくとも1つがブロック共重合体である、請求項2\_9に記載の移植可能物品。

【請求項 3\_1】

少なくとも1つの半結晶性重合体構成成分は摂氏80度(80)超の融点を有する、請求項2\_5に記載の移植可能物品。

【請求項 3\_2】

前記非生体吸收性材料がフッ素重合体構成成分である、請求項2\_5に記載の移植可能物品。

【請求項 3\_3】

前記フッ素重合体構成成分がポリテトラフルオロエチレンを含んで成る、請求項3\_2に記載の移植可能物品。